

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北大東村長 鬼塚 三典

市町村名 (市町村コード)	北大東村 (47358)
地域名 (地域内農業集落名)	北大東村 (字南地区・字中野地区・字港地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は土地改良事業により、区画整理、畑地かんがい施設は概ね整備されており、農用地のほとんどが平坦または緩傾斜地で農地として集団性が高く、機械化が容易のため効率的な農業経営がなされている。さとうきびを主として、かぼちゃ、馬鈴薯が栽培されている。  
 農業者の74%が60歳以上と高齢化が進んでおり、若い世代(20代~40代)の農業者12%と少ない。  
 規模拡大を図りたい農業者が15%おり、離農・縮小を予定している農業者10%を超えてるため、農地の継承ができていない。  
 農業者の約半数が兼業農業者となっており、限られた時間の中で効率的に、また農業支援サービス事業者への作業委託を行いながら農業経営をしている。  
 今後は、後継者未定の農業者が離農・規模縮小する際や兼業農業者のために全ての農業作業が委託できるような農業支援サービス事業の更なる充実が必要である。

#### 【地域の基礎的データ】

農業者: 98人(うち兼業農業者42人)

主な作物: さとうきび(97.4%) ・かぼちゃ(1.9%) ・馬鈴薯(0.7%)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

さとうきびを基幹作物とし、輪作間作作物としてかぼちゃ、馬鈴薯の栽培の複合型農業を推進する。地域に合った作物を選定し、収益性の高い農業経営を推進するとともに担い手農家や専業農業者の増大を図り、かつ兼業農業者の安定的な就業確保及び所得向上対策を図るため品質向上に努める。農業者の高齢化や兼業農業者が多い現状も踏まえ、効率よく農業経営ができるようスマート農業の導入を進めるとともに、農業支援サービス事業者による農業サービス(農作業委託)の更なる充実を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	595 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	542 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>目標地図に位置付けた者に対して集積を進める。 集約化については地域の面積が小さく移動が容易であること、地区別の耕作条件の違いや災害リスクの分散化等の理由から耕作者に任せることとする。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>認定農業者等においては、農地中間管理機構(農地バンク)を通して面積の拡大を進める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>土地改良事業により、区画整理、畑地かんがい施設は概ね整備されており、未整備の農用地については整備を進めていく。 整備された農用地については土層改良事業を進めていく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>担い手農家や専業農業者の増大を図り、かつ兼業農業者の安定的な就業確保及び所得向上対策に努める。 新たに農業を始めたい新規就農者に対しては村・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていき農業が始めやすい環境を整える。 また、農業支援サービス事業や離農する後継者未定の農業者の農地の受け皿となれるような法人組織の設立を促進していく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農業支援サービス事業者等が実施できる作業は委託し、効率的な農業経営を図る。 今後は農業支援サービス事業者に対し、全ての農作業が委託できるような農業支援サービス事業の充実を要望する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①平成20年度より「北大東村有害鳥獣対策推進協議会」を立ち上げ、害鳥の駆除を行っている。今後も協議会の活動を継続し、鳥獣被害防止策に取り組んでいく。
- ③ドローンを活用した農薬散布、自動灌水、トラクターの自動操縦等のスマート農業の導入に積極的に取り組む。
- ⑦貯水池での農業用水の確保を最大限行えるよう、貯水池、農道の整備や集水樹、用水路の管理・保全に取り組む。
- ⑩北大東村育苗圃場を利用し、幕外地区で防風林、防潮林の積極的な設置に取り組む。
- ⑩基幹作物であるさとうきびを安心して作り続けられるように甘味資源作物交付金水準の確保について国に対し交付金要請を継続して行う。